

○行田市都市計画審議会条例

昭和 44 年 10 月 8 日

条例第 43 号

(設置)

第 1 条 本市の都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、行田市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 12 条例 2・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 14 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関又は埼玉県の職員
- (4) 公募の市民

(平 12 条例 2・全改、平 14 条例 25・平 26 条例 13・一部改正)

(臨時委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を審議させるために、必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平 12 条例 2・旧第 4 条繰上)

(任期及び失職)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 市議会の議員の中から任命された委員が議員の職を失ったときは、同時に委員の職も失う。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(平12条例2・旧第5条繰上、平24条例1・一部改正)

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから選挙によって、これを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平12条例2・旧第6条繰上・一部改正)

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に關係ある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平12条例2・旧第7条繰上)

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(平12条例2・旧第8条繰上)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(平4条例29・平9条例1・一部改正、平12条例2・旧第9条繰上、
平17条例32・平24条例31・一部改正)

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

(平12条例2・旧第10条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年9月29日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年7月8日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(審議会委員の任命及び任期の特例)

2 この条例の施行の際、現にこの条例第6条による改正前の行田市都市計画審議会条例の規定に基づき任命された委員は、この条例第6条による改正後の行田市都市計画審議会条例の規定に基づき任命された委員とみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の行田市都市計画審議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の行田市都市計画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成14年6月21日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の行田市観光委員会条例、行田市商業振興対策委員会条例、行田市住居表示審議会条例、行田市都市計画審議会条例、行田市農政審議会条例、行田市公立学校通学区域等審議会条例、行田市予防接種健康被害調査委員会条例、行田市国土利用計画審議会条例、行田市行政改革推進委員会設置条例、行田市総合振興計画審議会条例、行田市資源リサイクル審議会設置条例、行田市市営住宅管理条例、行田市史編さ

ん委員会条例、行田市環境審議会条例及び行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定により委嘱又は任命されている委員は、この条例による改正後の行田市観光委員会条例、行田市商業振興対策委員会条例、行田市住居表示審議会条例、行田市都市計画審議会条例、行田市農政審議会条例、行田市公立学校通学区域等審議会条例、行田市予防接種健康被害調査委員会条例、行田市国土利用計画審議会条例、行田市行政改革推進委員会設置条例、行田市総合振興計画審議会条例、行田市資源リサイクル審議会設置条例、行田市市営住宅管理条例、行田市史編さん委員会条例、行田市環境審議会条例及び行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(以下「新行田市観光委員会条例等」という。)の規定によりそれぞれ委嘱又は任命された委員とみなす。ただし、この条例による改正前の行田市商業振興対策委員会条例第2条第2項第5号、行田市住居表示審議会条例第3条第2項第5号、行田市予防接種健康被害調査委員会条例第3条第3号、行田市国土利用計画審議会条例第3条第4号、行田市総合振興計画審議会条例第3条第2項第5号、行田市資源リサイクル審議会設置条例第3条第5号、行田市市営住宅管理条例第4条第3項第3号、行田市史編さん委員会条例第3条第2項第5号及び行田市環境審議会条例第3条第5号の規定により委嘱又は任命されている委員については、この限りでない。

3 前項の規定により委員とみなされた者の任期は、新行田市観光委員会条例等の規定にかかわらず、この条例施行の日における従前の委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成17年9月30日条例第32号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月29日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月27日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職している委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合において、市議会議員の区分により委嘱し、又は任命された委員については、市議会議員の任期が満了し、又は失職したときは、委員の職を失うものとする。